

税務署からのお知らせ

- ▼問合せ 加古川税務署 ☎ 079 (421) 2951
- 申告と納税は期限内に。納税は振替で。
- 所得税・贈与税 3月17日(月)まで
 - 消費税(個人事業者) 3月31日(月)まで

申告書の作成は、ご自分で簡単に作成できる国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

国税庁のホームページでは、ご自宅で簡単に所得税・消費税・贈与税の申告書が作成できる「確定申告書等作成コーナー」を提供しています。このコーナーには、申告や申請に必要な各種様式も掲載しています。

なお、このコーナーで作成した所得税・消費税・贈与税の申告書は、プリンターで印刷して郵送などで提出していただくことができます。

詳細は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) でご確認ください。

確定申告は、さらに便利で使いやすくなったe・Taxで！

● 国税庁ホームページから電子申告
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、作成し

た申告書のデータをe・Taxで送信することができます。

● 添付書類を提出省略

所得税の確定申告をe・Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信すると原本の提出や提示を省略することができます。(法定申告期限から5年間、書類の提出または提示を求められることがありますので、大切に保管してください)

● 還付金がスピーディー

e・Taxで申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度で処理)

※ e・Taxの利用に際しては、開始届出書の提出、電子証明書の取得(手数料が必要です)、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。

詳しくはe・Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。

年金

「公的年金等の源泉徴収票」の交付

▼問合せ

保険年金グループ ☎ 079 (435) 2581
加古川年金事務所 ☎ 079 (427) 4743

「公的年金等の源泉徴収票」とは

国民年金、厚生年金保険および共済組合などから支給される公的年金など(老齢もしくは退職を支給事由とする年金)については、所得税法上「雑所得」とみなされ、所得税が課税されます。しかし、国民年金法などにおいて、障害もしくは死亡を支給事由とする年金については課税されないこととなっています。

公的年金などの支払者(厚生労働省・各共済組合)は、所得税が老齢年金などから源泉徴収されたか否かにかかわらず、老齢年金などを受けている方々全員に「公的年金等の源泉徴収票」を作成し、その年の翌年1月31日までに交付します。

日本年金機構では、国民年金、厚生年金保険の対象となる年金受給者に平成25年分の源泉徴収票を作成し、平成26年1月末日までに届くよう送付します。

源泉徴収票に記載されている事項は、平成25年1月から12月の1年間に支払

われた年金の総額、社会保険料の金額(介護保険料、国民健康保険料および後期高齢者医療保険料)、源泉徴収税額および控除内容となっています。

なお、65歳未満で年金の支払額が108万円に満たない方と、65歳以上で年金の支払額が158万円に満たない方については、所得税が源泉徴収されません。

確定申告の際に必要な

2つ以上の年金の支払者に扶養親族等申告書を提出している方や年金以外に給与などの所得がある方、または公的年金などの雑所得の合計額が各種所得控除の合計額を超える方などは、確定申告(2ページ参照)を行うことになっています。この源泉徴収票は、確定申告の際に添付書類として必要となりますので大切に保管してください。

なお、年金から天引き(特別徴収)されていない平成25年中に納付した社会保険料などがある場合は、確定申告により所得税を精算することになります。

年金

口座振替による国民年金保険料の2年前納が始まります

▼問合せ

保険年金グループ ☎ 079 (435) 2581
加古川年金事務所 ☎ 079 (427) 4743

平成26年4月末日の口座振替分よりこれまでの前納制度に加えて、新たに2年前納制度が開始されます。

2年前納は口座振替のみで利用が可能です。割引額も毎月現金で納付する場合と比べて2年間で1万4千円程度となります(割引額は平成25年度の保険料による推計です)。また、2年前納分の全額がその年の社会保険料控除の対象となります。

口座振替による前納手続き

新たに口座振替による平成26年度国民年金保険料の2年前納、1年前納、6カ月前納を希望される方は、2月末日までに申し込む必要があります。

▼ 申込窓口 口座振替を希望する金融機関窓口、加古川年金事務所、保険年金グループ

▼ 申込みに必要な物 年金手帳または納付書(基礎年金番号の確認できるもの)、通帳、金融機関へのお届け印

神戸運輸監理部

年度末は自動車の検査、登録申請窓口が非常に混雑します

毎年、年度末は自動車の検査・登録申請窓口が非常に混雑して長時間お待たせすることになりますので、自動車の検査・登録手続きは比較的すいている3月中旬までにお済ませくださいますようお願いいたします。

なお、継続検査は、自動車検査証の有効期間の満了する日の1ヵ月前から受けられますので、余裕をもってお受けください。

▶ ユーザー車検予約サイト

パソコンの場合

<http://www.navi.go.jp>

携帯電話の場合

<http://www.navi.go.jp/m/>

▶ 問合せ

▷ 神戸運輸監理部兵庫陸運部

○登録関係 ☎ 050(5540)2066

○検査関係 ☎ 078(453)1102

▷ 姫路自動車検査登録事務所

○登録関係 ☎ 050(5540)2067

○検査関係 ☎ 079(231)4801

確定申告会場のご案内

加古川税務署の確定申告会場は、ニッケパークタウン本館(センタープラザ)です。加古川税務署庁舎では、相談は行っておりませんのでご注意ください。

※確定申告会場は大変混雑します。できるだけ、ご自宅で確定申告書などを作成のうえ、郵送などでご提出ください。

▶ 開設期間 2月4日(火)～3月17日(月)

※土・日曜日、祝日は休み。ただし、2月23日と3月2日の日曜日に限り、確定申告の相談と申告書提出ができます。

▶ 開設時間 9:00～17:00 混雑状況により、早めに受付を終了させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください

▶ 駐車料金 2時間まで無料。以降は30分ごとに100円

法定調書の提出期限は、1月31日(金)です

法定調書(合計表)の作成・提出はe-Taxで

給与所得の源泉徴収票をはじめ、すべての法定調書が提出できるほか、各種法定調書合計表についても提出することができます。

記帳・帳簿等保存制度 平成26年1月から、個人で事業や不動産貸付を行う全ての方は、記帳と帳簿などの保存が必要になりました。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

▶ 問合せ 加古川税務署 ☎ 079 (421) 2951